

## 広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問01（個）第6号）

### 第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報の一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求に至る経過

#### 1 開示の請求

審査請求人は、平成31年3月29日付けで、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、実施機関に対し、平成30年3月から平成31年3月29日までの広島県医療安全支援センターの相談記録の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

#### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、広島県医療安全支援センター相談受付票及びその附属資料（以下「本件相談受付票」という。）を本件請求の対象となる保有個人情報として特定の上、本件相談受付票のうち、受付番号が平成29年度〇〇並びに平成30年度〇〇及び〇〇の「対応結果・経過等」欄の一部（以下「本件不開示情報1」という。）は条例第14条第3号、第4号及び第7号の不開示情報に、受付番号が平成29年度〇〇の「対応結果・経過等」欄の一部（以下「本件不開示情報2」といい、本件不開示情報1と合わせて「本件不開示情報」と総称する。）は同条第4号及び第7号の不開示情報に、それぞれ該当するとして自己情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成31年4月11日付けで審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、平成31年4月23日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件不開示情報の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

##### （1）審査請求書における主張

不開示となっている受付番号平成29年度〇〇、平成30年度〇〇及び〇〇、平成29年度〇〇の相手方は、いずれも〇〇クリニックこと〇〇という人物

である。

〇〇クリニックは夫の〇〇氏と妻の〇〇氏の夫婦経営である。

広島県医療安全支援センター（以下単に「センター」という。）とは、医療行為に関する被害に遭った患者からの依頼にて、該当病院に連絡し、改善策を求めるシステムになっている。

担当相談員（以下「本件相談員」という。）は、平成30年〇〇月〇〇日、同年〇〇月〇〇日、〇〇月〇〇日と3回にわたり、〇〇に注意喚起をし、説明義務違反、注意義務違反、診療義務違反について改善を求めてくれた。

審査請求人は既に〇〇氏から診療録を入手しており、〇〇氏の記録が正しければ、主に、①痛みに関して②転院に関して紹介状は正確に詳しく書いてほしい③〇〇さんから手が離れるのは嫌なので最後まで痛みがとれるまで診てほしい④転医する気がない⑤投薬、注射でも私に合ったほうで治療してほしい⑥〇〇診てもらえないなら、夫の〇〇氏に診てもらえないか⑦確認書について⑧検査が説明なく無断だったことなどが明記されている。

また、本件相談員と〇〇氏のやり取りの評価も①〇〇②〇〇③〇〇など、なぜか私の診療録に〇〇氏の症状が書かれていた。

本件は、既に相手方の診療録を入手していること、診療録から〇〇氏のコメント内容を知っていること、ただ整合性が取れているか確認するだけであり、〇〇氏が特定されていること、開示することにより〇〇氏の地位その他の正当な利益を害することがないこと、県の行う相談業務に支障がないことが明白なため、不開示の理由が当てはまらないケースである。

よって、より正確に相談内容を確認する必要があるため申し立てる。

## (2) 反論書における主張

ア 審査請求人は、現在、〇〇クリニックこと〇〇氏から被った〇〇の治療を関東で受けている。そのため、広島での各種手続が滞り、大変不自由な生活を強いられている。広島県の問題点は行政、健康保険組合、文部科学省共済組合、中国四国厚生局その他機関との連携が取れておらず、情報提供しても調査はおろか漫然と放置されていることである。

医療ADRでは平成30年が終わろうとしているにもかかわらず、審査請求人の前に3件しか申立てがなく、機能停止状態であった。他県では中立な医師同席の下行われるが、広島県のADRではいなかった。また、医療過誤のスペシャリスト〇〇〇〇が他界され、医師の不正を追及できる人物がいなくなったこと残念に思う。これが東京の医療従事者の言う「医療が50年広島は遅れている」所以である。

イ 〇〇クリニックの慢性的悪質行為と不潔性について、〇〇氏は技術が未熟にもかかわらず、無謀にもカテーテル操作を企て、医学的に不必要だと知りながら、恐怖の人体実験を強行した。

また、〇〇氏は清潔不潔が分かっている。衛生管理を怠っている。都会の産婦人科のように洗練されていない。ひたすら金満で悪趣味な病院。更に〇〇氏は消毒も使わない。医学知識に乏しく、不潔の固まりのような

女であった。

私は〇〇保健所にもその他被害者の証拠を持って伝えた。なぜあれほどの不潔病院が指導されないのか不思議でたまらない。〇〇氏は患者の子宮を私物化し、患者を不妊症や流産に導いている。

ウ 条例第 14 条第 4 号ただし書について、本件は、医師性善説を悪用した不正請求事件が根底にある。診断書をはじめとする数々の物的証拠があり、〇〇氏らもそれに反論できないという揺るぎない事実があるにもかかわらず、貴会では評価せず、評価しない理由も具体的には弁明されておらず、公正な審査が行われたとは考えられない。

〇〇クリニックこと〇〇の営利活動が県民の生命、健康、危害を招いていることは明白であり、もはや疑う余地もない。

実施機関の弁明書には〇〇氏の「診療記録の一部には名誉に関わる情報が含まれる(中略)不利益を与えるおそれがあると判断した」という。とするならば、直ちに公正、公平に調査すべきである。

エ 弁明書は証拠の精査がなされていない。このようなずさんな検討しかなされずに開示しないのなら広島県自治の自浄能力は形骸化しており、税金のムダ使い。センターとは全くその存在意義がないことになる。

#### 第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

##### 1 処分の内容等

センターでは、県民と医療機関の信頼関係の構築を支援することを目的として、看護師又は保健師として相当の経験を有する相談員が、患者と医療機関間の中立的立場から医療に関する相談に応じ、助言や情報提供を行い、相談受付票に相談内容や対応状況等を記録しており、審査請求人に係る相談受付票及びその附属資料を本件請求の対象文書として特定した。

センターでは、医療機関が提供した医療の内容の是非や、医療過誤の有無を判断することはできず、医療機関と患者間の紛争を仲裁する機能はないが、相談者が希望した場合には、医療機関へ電話連絡し、応答した医療機関職員（以下「応答者」という。）に対して、相談者の思いを伝え、応答者の話を聞き、その概要を相談受付票へ記載している。

審査請求人からの相談については、4回にわたり、医療法人〇〇〇〇クリニック（以下「本件医療機関」という。）へ電話連絡を行った。

本件相談受付票のうち、受付番号平成 29 年度〇〇、平成 29 年度〇〇、平成 30 年度〇〇及び平成 30 年度〇〇の「対応結果・経過等」欄は、いずれも本件相談員が医療機関連絡を行った際の聴取記録であり、応答者の氏名等個人を識別する情報及び聴取事項に係る記述を不開示とし、それ以外の部分を開示することとして、自己情報部分開示決定を行った。

## 2 処分の理由

条例第 14 条は、開示請求に対する実施機関の開示義務を明らかにしたものであり、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に、同条各号に定める不開示情報が含まれている場合を除き、原則として当該保有個人情報を開示しなければならないと規定している。

本件相談員が医療機関連絡を行った際の聴取記録については、条例第 14 条第 3 号、第 4 号及び第 7 号に該当する情報が含まれるため不開示とした。

このことについて、審査請求人は、本件医療機関から入手した診療録によって、本件相談員の連絡を受けた相手方が特定され、その者のコメント内容を知っているため、不開示の理由が当てはまらなないと主張しているが、診療録と本件相談受付票は別の文書であり、作成者、使用目的、共有範囲、保有機関が異なり、同一性を担保するものではないため、審査請求人が、診療録の内容を知っていることをもって、本件相談受付票の不開示部分を開示することはできない。

### (1) 条例第 14 条第 3 号該当性について

#### ア 条例第 14 条第 3 号本文該当性について

条例第 14 条第 3 号は、開示請求に係る保有個人情報の中に、開示請求者以外の第三者に関する情報が含まれている場合において、この情報を開示することにより当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあることから、原則として第三者に関する情報は不開示とすることを定めたものである。

本件不開示情報 1 には、本件相談員の電話連絡に対する応答者の氏名等個人を識別する情報が含まれ、同号本文に該当すると判断して不開示とした。

#### イ 条例第 14 条第 3 号ただし書該当性について

条例第 14 条第 3 号本文に該当する場合でも、同号ただし書イからハまでのいずれかに該当するものは、例外として開示すべきであるが、実施機関は、同号ただし書のいずれにも該当しないと判断した。

条例第 14 条第 3 号ただし書イは、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができる情報、又は知ることが予定されている情報を、不開示情報から除くこととしたものである。医療機関連絡の内容について、相談員から相談者へ説明することは、どのような事例であっても行っておらず、相談員は、その旨をあらかじめ相談者へ説明した上で、医療機関連絡を行っている。また、仮に相談員が特定の職員を指名して医療機関へ連絡したとしても、だれが応答するのかについては医療機関側の裁量であり、特定の人物に限定されるものではない。以上のことから、応答者の氏名等は、同号ただし書イに当たらないと判断した。

条例第 14 条第 3 号ただし書ロは、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を不開示情報から除くこととしたものであるが、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、応答者の氏名等個人識別情報を開示する必要性があるとは認められない。

条例第14条第3号ただし書は、当該個人が公務員等である場合において、当該情報はその職務遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分を開示することとしているが、応答者は医療法人が開設する診療所の職員であり、これに該当しないことは言うまでもない。

(2) 条例第14条第4号該当性について

条例第14条第4号は、法人等の正当な利益を尊重し保護する観点から、開示することにより、事業を行うものの権利や適正な競争秩序が阻害されるような事業活動情報は、同号ただし書に該当すると認められる場合を除き、不開示とすることを定めたものである。

本件相談員が医療機関連絡を行った際の聴取記録の一部には、本件医療法人の名誉に関わる情報が含まれ、これを開示すれば、本件医療法人の事業運営に不利益を与えるおそれがあると判断した。

条例第14条第4号ただし書は、法人等の事業活動により、人の生命、健康、生活又は財産への危害等が現に生じているか、又は危害等が将来生じることが予測される状態が存在している場合に、このような危害等から人の生命、健康、生活又は財産を保護するために開示することが必要であると認められる情報は、開示しなければならないとする趣旨である。

審査請求人は、本件医療機関の医師が提供した医療行為によって、健康被害を受けたと考えているが、実施機関において、医学的見地から当該医療行為の必要性及び適否を判定することは不可能であり、審査請求人の主観のみに基づき、ただし書相当と認めることは、公正性・客観性を欠き不適切である。

(3) 条例第14条第7号該当性について

条例第14条第7号は、開示することにより、県の機関等が行う事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある情報を、不開示とすることを定めたもので、開示することより、事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある定型的な場合を、イからへまでに例示的に列挙している。

医療機関連絡を行った際の聴取記録については、第7号へに該当するもの、すなわち「相談等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれ」があるものとして、不開示とした。

「医療安全支援センター運営要領」(平成19年3月30日付け医政発第0330036号厚生労働省医政局長通知)において、「患者・住民と医療提供施設との間にあって、中立的な立場から相談等に対応し、患者・住民と医療提供施設の双方から信頼されるよう努めること」を、センターの基本方針として位置付けている。

患者の希望に応じて医療機関連絡を行う際、相談員は、相談者の思いを医療機関へ伝えて、当事者間の話し合いによる解決を促すとともに、医療機関側の認識を踏まえて、問題解決の糸口を探り、より適切な助言を行うよう努めている。

仮に、医療機関側から相談員へ伝えた内容が相談者へ報告される前提であれば、医療機関のセンターに対する信頼性が損なわれ、県民と医療従事者・医療機関の信頼関係の構築を支援するという相談業務の目的を達成することはますます困難になり、センターにおける適切かつ公正な相談業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件処分の妥当性について

#### (1) センターについて

医療安全支援センター運営要領によれば、センターは、医療法（昭和23年法律第205号）に基づき、医療に関する患者・住民の苦情・心配や相談に対応し、病院、診療所等の医療提供施設に対する助言、情報提供及び研修、患者・住民に対する助言及び情報提供等、並びに地域における意識啓発を図り医療安全を推進することによって、住民の医療に対する信頼を確保することを目的として、都道府県等に設置し、都道府県等が運営することとされている。

また、相談対応に係る基本的な考え方として、センターは医療行為における過失や因果関係の有無、責任の所在を判断・決定するのではなく、患者・住民と医療提供施設の間であって、中立的な立場から問題解決に向けた双方の取組を支援するよう努めるものとする事とされている。

なお、広島県のホームページにおいても、センターは、医療に関する心配ごとや相談に対し、中立的な立場から助言や情報提供などを行っていることや、あらかじめ御了承いただきたい事項として、①医療内容のトラブルについてはまず当事者間の話し合いが基本となること、②診療行為の是非や故意・過失の有無の判断はできないこと、などが記載されている。

#### (2) 本件不開示情報の条例第14条第7号該当性について

##### ア 条例第14条第7号について

条例第14条第7号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて不開示とすることを定めたものであり、その例示として、「へ 個人の評価、診断、選考、指導、相談等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的の達成ができなくなり、又はこれらの事務の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれ」を挙げている。

これは、評価、診断、選考、指導、相談等の情報の中には、記録作成者が、本人に知られることを予期していないものや本人に知られないことを前提に作成しているもの等があり、これらについて開示をすることにより、本人に悪影響を及ぼしたり、記録作成者と本人との信頼関係を損なったり、記録作成者が正確な情報を記録できなくなる等の結果をもたらすと認められる場合に、開示しないこととしたものである。

また、同号に規定する「支障」の程度については、単に名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」の程度についても、抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、法的保護に値する程度の蓋然性が認められなければならない。

#### イ 条例第 14 条第 7 号該当性について

当審査会において、本件不開示情報を見分したところ、本件相談員が医療機関連絡を行った際の本件医療機関の応答者から聴取した内容が記載されていることが確認された。

実施機関によれば、センターでは、医療機関が提供した医療の内容の是非や、医療過誤の有無を判断することはできず、医療機関と患者間の紛争を仲裁する機能はないが、相談者が希望した場合には、医療機関へ電話連絡し、医療機関の応答者に対して相談者の思いを伝え、応答者の話を聞き、その概要を相談受付票の「対応結果・経過等」欄に記載しているとのことである。

また、この医療機関連絡を行う際は、相談者の思いを医療機関に伝えて当事者間の話し合いによる解決を促すとともに、医療機関側の認識を踏まえて問題解決の糸口を探り、より適切な助言を行うよう努めており、医療機関連絡の内容については、相談員から相談者へ説明することは、どのような事例であっても行っておらず、相談員は、その旨をあらかじめ相談者へ説明した上で、医療機関連絡を行っているとのことである。

そうすると、本件医療機関においても、医療機関連絡の内容が相談者に明らかにされることはないという前提で応答しているものと考えられ、このような状況において、医療機関連絡の内容を相談者に開示することとなると、実施機関が説明するように、センターと医療機関との信頼関係が著しく損なわれるとともに、今後、医療機関は、応答した情報そのものが相談者に開示されることを警戒し、その結果、医療機関からの協力が得られなくなることが予測されるのみならず、相談者と医療機関との信頼関係の構築を阻害するおそれがある。

したがって、本件不開示情報は、開示することにより、センターにおける適切かつ公正な相談業務に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

以上のことから、本件不開示情報は、条例第 14 条第 7 号の不開示情報に該当するものと認められ、同条第 3 号及び第 4 号該当性について判断するまでもなく、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

## 2 審査請求人のその他の主張

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 3 結論

以上により、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
2. 1. 31	・ 諮問を受けた。
2. 9. 25 (令和2年度第5回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
2. 10. 23 (令和2年度第6回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
2. 11. 20 (令和2年度第7回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

金 谷 信 子	広島市立大学教授
中 根 弘 幸 ( 部 会 長 )	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授